

# 設計等の業務に関する報告書 の作成の手引



令和 7 年 10 月  
兵庫県まちづくり部建築指導課

## 目次

1	設計等の業務に関する報告書 概要	1
(1)	本制度の趣旨	1
(2)	業務報告書の閲覧	1
(3)	罰則等	1
2	提出期限	1
3	提出書類	2
4	提出方法	2
5	業務報告書に係るQ & A	3
6	記載例及び記載要領	
○	第一面	4
○	第二面	6
○	第三面	13
○	第四面	15
○	第五面	17

## 1 設計等の業務に関する報告書 概要

### (1) 本制度の趣旨

平成17年の構造計算書偽装事件を受けて、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）が平成18年に改正され、建築士事務所の情報開示の一環として、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書（以下「業務報告書」という。）を毎事業年度経過後3か月以内に都道府県知事に提出すること、都道府県知事は提出された業務報告書を一般の閲覧に供すること、が義務付けられ、平成19年6月20日に施行されました。

〔業務報告書の記載事項（建築士法第23条の6、建築士法施行規則第20条の3）〕

#### ○業務の実績

当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要

#### ○所属建築士名簿

当該建築士事務所に属する建築士の氏名、一級・二級・木造建築士及び管理建築士の別、登録番号、登録を受けた都道府県名、直近に講習を受けた年月日。構造・設備設計一級建築士である場合は、その別、交付番号、直近に講習を受けた年月日。

#### ○所属建築士の業務の実績

所属建築士ごとの、当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）

#### ○管理建築士による意見の概要

法第24条第4項の規定により、「建築士事務所の開設者に対して管理建築士から述べられた技術的事項」に関する意見

### (2) 業務報告書の閲覧（法第23条の9）

提出された業務報告書は、窓口での閲覧のほか、建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムによるインターネット閲覧を行っています。

（建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム）

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

### (3) 罰則等

業務報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして業務報告書を提出したときは、30万円以下の罰金が科せられます。（法第40条）

また、行政処分（建築士の懲戒処分や建築士事務所の監督処分）の対象となります。

（法第10条、法第26条）

## 2 提出期限

業務報告書の提出期限は、事業年度終了後3か月以内です。（法第23条の6）

開設者	事業年度	提出期限
個人	1月1日から12月31日	3月31日まで
法人	決算日までの1年間	決算日の翌日から3か月以内 (例: 3/31が決算日の場合は6/30まで)

※業務実績がない場合も「業務実績なし」として提出が必要です。

※新規登録の場合の初回報告時は、「登録日から事業年度の終了日まで」が報告対象となります。

### 3 提出書類

建築基準法施行規則第 20 条の 3 に定める以下の書類を提出してください。

記載例等については、手引 P4 ~P19 を確認してください。

様式	名称	注意事項	手引
第一面	建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書	法人印や個人印などの押印、メールアドレスの記載は不要。	P4~P5
第二面	建築士事務所の業務の実績	業務実績がない場合も「業務実績なし」と記載して提出が必要。	P6~P12
第三面	所属建築士名簿	業務実績がない場合も提出は必要	P13~P14
第四面	所属建築士の業務の実績	所属建築士が 2 人以上で、業務実績がある場合に提出が必要。	P15~P16
第五面	管理建築士による意見の概要	開設者と管理建築士が異なる場合に提出が必要。	P17~P18

報告書様式は、兵庫県ホームページの「設計等の業務に関する報告書について」に掲載しています。

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/houkokusyo.html>)

### 4 提出方法

#### (1) オンラインによる提出（原則）

兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）により提出してください。

兵庫県ホームページ「設計等の業務に関する報告書について」に掲載  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/houkokusyo.html>

#### (2) 郵送による提出

郵送による提出の場合、以下の提出先に送付してください。

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
まちづくり部建築指導課 管理班

※朱書で「設計等の業務に関する報告書在中」と記入してください。

※控えが必要な方は、正副 2 部と返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

#### (3) 持参による提出

提出日の 2 開庁日前までに、あらかじめ電話又はメールで予約の上、上記(2)の提出先に持参してください。（控えが必要な方は、正副 2 部を提出）

※各土木事務所には提出できませんので、ご注意ください。

電話番号：078-362-3605

E メール：[kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp)

## 5 業務報告書に係るQ & A

No.	質問	回答
1	業務報告書は毎年提出しなければならないか。	事業年度ごとに業務報告書を作成し、毎事業年度経過後の提出が義務付けられています。(法第23条の6)
2	業務報告書の提出期限は。	提出期限は以下のとおりです。(法第23条の6) 個人：3月末日 法人：決算日から3か月以内
3	業務報告書の様式は決まっているか。	法施行規則第20条の3(第6号の2書式)で定められています。
4	業務報告書は何を参考に記載すればよいか。	業務報告書は、法第24条の4の規定による帳簿及び法24条の6の規定により事務所に備え置く義務がある「閲覧に供する書類」に基づいて記載してください。
5	「業務報告書」と「閲覧に供する書類」の違いは何か。	「業務報告書」は、知事が一般の閲覧に供するもので、「閲覧に供する書類」は、事務所が依頼者の求めに応じて閲覧に供するものです。
6	法人で5月に建築士事務所を開設し、7月末が決算日の場合の業務報告書の提出期限は。	決算日から3か月以内(10月末まで)が提出期限となります。登録初年の事業期間は、登録日から決算日まで(5月から7月末まで)となります。
7	業務実績がない場合は業務報告書を提出しなくてよいか。	業務実績がない場合も業務報告書の提出は必要です。
8	業務報告書は何年間、一般的に閲覧に供されるか。	提出を受けた年度の翌年度から5年間、一般的に閲覧に供します。
9	所属建築士などの変更があった場合、業務報告書を提出すれば、変更届の提出は不要か。	事務所の登録事項の変更は、業務報告書の提出とは別に、法第23条の5の規定による「変更届」を(一社)兵庫県建築士事務所協会に提出する必要があります。 建築士事務所の登録(新規・更新)、変更、廃業等に関することは、(一社)兵庫県建築士事務所協会(078-351-6779)へお問い合わせください。
10	廃業した場合でも業務報告書提出する必要があるか。	廃業日までの業務報告書を提出してください。

## 6 記載例及び記載要領

※第一面は必ず提出が必要です。

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

### 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

兵 庫 県 知 事 殿

登録した事務所名称

開設者が法人の場合は、「法人名称」と「代表者氏名」を記載してください。

事務所登録番号を次のとおり記載してください。  
・一級 01A+5桁の数字  
・二級 02A+  
・木造 03A+  
提出日又は郵送日  
令和〇〇年2月1日

（一級）建築士事務所（**兵庫県**）知事登録 第01A00×××号  
所在地 神戸市中央区下山手通〇〇-△△  
電話 △△△-×××-〇〇〇〇 番  
建築士事務所の名称  
**株式会社兵庫建築一級建築士事務所**

開設者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）  
**株式会社兵庫建築**  
**代表取締役 兵庫 太郎**  
(個人の場合は氏名のみ)  
代表者印の押印は不要です。

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、  
法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度 令和〇〇年1月1日～令和〇〇年12月31日

【個人の場合】1月1日～12月31日まで  
【法人の場合】決算日までの一年間

## 【第一面の記載要領】

### (1) 事務所登録番号

「一級、二級、木造」の別、登録番号（例：第 01A01234 号）を記載してください。

### (2) 建築士事務所の名称

登録した事務所の名称を記載してください。

### (3) 開設者の氏名

開設者が法人の場合、法人名称と代表者氏名を記載してください。

### (4) 事業年度

以下の事業期間を記載してください。

開設者	事業年度
個人の場合	1月1日から12月31日
法人の場合	決算日までの1年間

### (5) その他

メールアドレスの記載、代表者印の押印は不要です。

※第二面は必ず提出が必要です。

※業務実績がある場合の記入例

(第二面)

建築土事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

2 [例]

都道府県名のみを記入してください。(P8参照)		構造・階数・延べ面積を記入してください。(P8～P12参照)	
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建 延 700 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理 2007.2.1 2007.10.3
建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容
兵庫県	専用住宅	木造 2階建 延 100 m <sup>2</sup>	増築設計及び 工事監理 2024.12.15～ 2025.7.31
兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階建 延 4,000 m <sup>2</sup>	耐震調査 補強設計 2024.7.1～ 2024.12.1
大阪府	店舗併用住宅	木造 3階建 延 230 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理 2024.6.15～ 2024.9.30
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延 8,000 m <sup>2</sup>	設計 2024.4.1～ 2024.6.1
兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建 延 7,000 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理 2023.4.1～ 2024.12.31
建築確認申請上の用途のみを記入してください。(P8参照) この報告書は一般の閲覧に供しますので、個人情報保護の観点 から、「建築物の名称」、「○○邸」、「○○市○丁目」など は記入しないでください。		委託を受けた契約期間 を記入してください。 (P9参照)	
		業務内容（設計・工事監理・その他の業務）を明確に記入 してください。(P8～P9参照) 設計・工事監理業務については全ての業務を記入し、その 他の業務については主要な業務（中高層建築物など大型案 件に係る業務等）を記入してください。	

記載に当たっては P8～P12 を確認してください

※第二面は必ず提出が必要です。

※業務実績がない場合の記入例

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
- 2 [例]

兵庫県 共同住宅 鉄筋コンクリート造  
五階建延 700 m<sup>2</sup> 設計及び  
工事監理 2007. 2. 1  
2007. 10. 3

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
	<b>業務実績なし</b>			

## 【第二面の記載要領】

### (1) 記入すべき業務の範囲

- 建築士事務所として依頼を受け（受託契約を締結）、建築士資格を持つ者が関与した「建築物の設計」、「工事監理」及び法第21条に定める「その他の業務」が対象です。
- 「建築物の設計」及び「工事監理」については、補助的な業務であっても携わった業務全てについて記入してください。「建築物の設計」には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所からの下請業務として設計の一部を行った場合を含みます。（構造設計だけ、設備設計だけを受託する場合など）
- 所属建築士が2名以上の場合は、第二面に記入した実績は、第四面に漏れなく記載してください。

### (2) 各欄の記載方法

#### ① 「建築物所在地」欄

建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県名のみを記載してください。（計画案件については、計画地の都道府県名となります。）

#### ② 「建築物の用途」欄

建築物の用途は、当該建築物の建築確認申請書に記された用途（記される予定の）あるいは、現に供している「用途」のみを記載してください。

個人情報保護の観点から、建築物の名称、「○○邸」、「○○市○丁目」などは記入しないでください。

#### ③ 「構造及び規模」欄

構造及び規模は、当該建物の建築確認申請書に記された（記される予定の）、あるいは、現存の建築物の構造及び規模を記載してください。

- 木造（W）、鉄骨造（S）、鉄筋コンクリート造（R C）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）などを記載してください。

複合構造の場合は、主要（過半）構造を記載してください。

- 規模は、階数と延べ面積を記載し、地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」と記載してください。

- 増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載してください。

- 内装設計に関しては、規模（延面積）のみを記載してください。

#### ④ 「業務内容」欄

業務内容は、「設計」「工事監理」「その他業務」の大区分を念頭に、具体的な業務を記載してください。

- 「設計」の場合、新築設計にあっては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあっては、「増築設計」、「改築設計」、「耐震設計」等と記載します。

平面図をおこす内装設計にあっては、「内装設計」と記載してください。

- 設計と工事監理を併せて委託を受けた場合は「設計・工事監理」と記載し、工事監理のみの場合は「工事監理」と記載してください。

- その他業務としては、次の業務がありますので、「工事監督」「調査・鑑定（診断）・コンサルタント」「確認代願、定期報告」等を記載してください。

- ・建築工事契約に関する業務
- ・建築工事の指導監督

- ・建築物に関する調査又は鑑定（耐震や腐食度合い等の診断等）
- ・建築に関する手続の代理（いわゆる代願）
  - ※下請、一部改修なども記入してください。
  - ※「設計・工事監理」に付随して行われる「その他の業務」については、主たる受託業務である「設計・工事監理」に含めて差し支えありません。
- ※「その他の業務」については、代表的なものを1件記載し、「他〇件」としてまとめて記載しても構いません。

○ 下請で行った案件については、業務内容欄に「設計補助」と記載してください。

⑤ 「期間」欄

○ 期間は、建築主又は元請設計事務所から委託を受けた契約期間を記載します。

工期延期があった場合は、実際に業務を完了した日となります。

なお、契約前の協議、調整、提案など準備行為は工期に含みません。

○ 2か年以上の契約の場合、初年度の「業務内容」の記載は、当該事業年度に行った業務のみ記載し、次年度以降は、前年度までの業務も併記してください。

(3) 業務実績がない場合

報告対象の事業年度中に業務実績がない場合、第二面の表の一行目に「業務実績なし」と記載してください。（記載例P7参照）

（業務実績がない場合でも第二面は必ず提出してください。）

## 【第二面の記載例】

次の記載例を参考にしてください。

(事業年度期間が4月1日～3月31日の場合)

(例1) 一件の受託契約において複数年にわたり建築物の設計等を行った場合

契約期間（2023年5月1日～2025年2月28日）

初年度：設計のみ（2023年5月1日～2024年3月31日）

次年度：工事監理（2024年4月1日～2025年2月28日）

① 初年度の業務報告書（第二面）の記載例

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500m <sup>2</sup> 地下1階 地上10階建	設計	2023.5.1 ～ 2025.2.28

② 次年度の業務報告書（第二面）の記載例

建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500m <sup>2</sup> 地下1階 地上10階建	設計及び 工事監理	2023.5.1 ～ 2025.2.28

※2年以上にわたる契約の場合、業務内容の欄には、前年度分の業務も含めて記入してください。

(例2) 一契約で、一団の土地に複数の建築物の設計等を行った場合

① 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500m <sup>2</sup> 地下1階 地上10階建 鉄筋コンクリート造 延4,200m <sup>2</sup> 地下1階 地上6階建 鉄筋コンクリート造 4階建 延2,000m <sup>2</sup> 鉄骨造（駐車場棟）3階建 延1,500m <sup>2</sup>	設計及び工事監理 設計及び工事監理 設計 設計	2024.4.1 ～ 2025.1.31

※一群のマンションは、まとめて記入可。小規模付属建築物は省略可（以下同）。

② 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計＋工事監理

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	工場	鉄骨造（工場等）2階建 延12,000m <sup>2</sup> 木造（事務所棟）2階建 延280m <sup>2</sup>	改築設計 及び 工事監理	2024.5.1 ～ 2025.3.31

※一事業所の複数建築物群は、まとめて記入可。

(例3) 一契約で、複数の土地に複数の建築物の設計等を行った場合

① 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう1箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延3,000m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 3階建 延900m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2024. 4. 1 ～ 2024. 10. 31
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10階建 延8,500m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2024. 5. 1 ～ 2024. 11. 5

※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記入。

一敷地のマンションはまとめて記入可。

② 一箇所、一団の建売住宅地に、木造2階建住宅8棟の設計を行った場合

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造 2階建 100～135m <sup>2</sup> 計8棟	設計	2024. 4. 1 ～ 2024. 10. 31

※連続した一団の住宅地（連担した区画など）での木造2階建住宅（在来、2×4、壁工法等）は、まとめて記入可。

③ 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、それぞれ3棟と5棟の木造2階建住宅の設計及び代願を行った場合

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造2階建 各90～110m <sup>2</sup> 計3棟	設計及び 代願	2024. 4. 1 ～ 2024. 10. 31
兵庫県	戸建住宅	木造2階建 各90～110m <sup>2</sup> 計5棟	設計及び 代願	2024. 5. 1 ～ 2024. 11. 5

※離れた住宅地での木造2階建住宅は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記入。

(例4) 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、鉄骨造3階建の住宅の設計及び工事監理を行った場合

〔一箇所は木造2階建1棟、木造3階建2棟、鉄骨造3階建2棟  
他の一箇所は、木造2階建2棟、木造3階建3棟、鉄骨造3階建5棟〕

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造2階建 100 m <sup>2</sup> 木造3階建 120～140 m <sup>2</sup> 2棟 鉄骨造3階建 140～150 m <sup>2</sup> 2棟	設計及び 工事監理	2024. 4. 1 ～ 2024. 10. 31
兵庫県	戸建住宅	木造2階建 130 m <sup>2</sup> 2棟 木造3階建 120～140 m <sup>2</sup> 3棟 鉄骨造3階建 140～150 m <sup>2</sup> 5棟	設計及び 工事監理	2024. 5. 1 ～ 2024. 11. 5

※離れた住宅地での戸建住宅は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記入。

一団の住宅地での複数の建築物は、構造及び規模でまとめて記入可。

(例5) 病院の増築設計と耐震調査を行った場合

(増築は鉄骨3階建、増築面積300 m<sup>2</sup>、調査は本館鉄筋コンクリート造10,000 m<sup>2</sup>)

建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	病院	鉄骨造 3階建 増築 300 m <sup>2</sup>	増築設計	2024. 4. 1 ～ 2024. 10. 31
兵庫県	病院	鉄筋コンクリート造6階建 10,000 m <sup>2</sup>	耐震調査	2024. 5. 1 ～ 2024. 11. 5

※増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記入。

業務対象と内容が異なる場合は、2行で記入。

まとめての記入に疑義がある場合は、建築物ごと（棟ごと）に記入してください。

※第三面は必ず提出が必要です。

「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」と  
「管理建築士」を明記し、年度中に管理建築士を変更した場合は、変更年月日を記入してください。

(第三面)

所属建築士が受講した直近の定期講習の受講年月日を記載してください。

### 所 属 建 築 士 名 簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
神戸 健太	一級 管理建築士 (RO.9.1~)	12345		RO.8.1			
西宮 築子	一級 管理建築士 (~RO.8.31)	67890		RO.9.10	構造設計 一級建築士	12345	RO.8.1
宝塚 吾郎	二級	11223	兵庫県	RO.10.20	構造設計・設備設計一級建築士の定期講習のうち、直近の受講年月日を記入してください。		
加古川 七雄	二級	34455	大阪府	RO.5.10			
豊岡 百子 (RO.9.30 退職)	二級	66778	兵庫県	RO.3.10			
計 5名					一級建築士 2名		
					二級建築士 3名		
					木造建築士 名		
					構造設計一級建築士 1名		
					設備設計一級建築士 名		

記載に当たっては次頁を確認してください

## 【第三面の記載要領】

### (1) 記載対象

報告の対象年度に所属していた全ての建築士を記入してください。

### (2) 「氏名欄」

所属建築士の氏名を記載してください。年度中に採用、退職、資格取得された方については、「R○. ○. ○採用（退職、資格取得）」と記入してください。

### (3) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあつては、その旨」欄

「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」と「管理建築士」を明記してください。年度中に管理建築士を変更した場合は、変更年月日を記入してください。

### (4) 「登録番号」欄

建築士免許の登録番号を記入してください。同一人物で、建築士免許登録の種別が複数ある場合には、上位級のみ記入してください。

### (5) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」欄

二級建築士又は木造建築士の場合、免許を受けた都道府県名を記載してください。

### (6) 「建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日」欄

建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号までに定める次の定期講習で、直近の講習受講日（定期講習修了証に記載された修了年月日）を記載してください。

- ・第 1 号：一級建築士の定期講習
- ・第 2 号：二級建築士の定期講習
- ・第 3 号：木造建築士の定期講習

### (7) 「構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨」欄

構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合、その旨を記載してください。

### (8) 「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号」欄

構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号を記載してください。

（一級建築士、二級建築士又は木造建築士免許の登録番号とは異なります。）

### (9) 「建築士法第 22 条の 2 第 4 号及び第 5 号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日」欄

建築士法第 22 条の 2 第 4 号から第 5 号までに定める次の定期講習で、直近の講習受講日（定期講習修了証に記載された修了年月日）を記載してください。

（一級建築士、二級建築士又は木造建築士の定期講習とは異なります。）

- ・第 4 号：構造設計一級建築士の定期講習
- ・第 5 号：設備設計一級建築士の定期講習

※所属建築士が2人以上で、業務実績がある場合に提出が必要です。

(第四面)

## 所属建築士の業務の実績

[記入注意]

- 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。
- [例]

兵庫 太郎	兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m <sup>2</sup>	設計及び 工事監理	2007. 2. 1 2007. 10. 3
所属建築士 の氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
神戸 健太	兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階建 延 4,000 m <sup>2</sup>	耐震調査	RO.7.1～ RO.12.1
"	兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋 コンクリート造 8階建 延 7,000 m <sup>2</sup>	意匠設計及び 工事監理	RO.4.1～ RO.12.31
西宮 築子	兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階階建 延 4,000 m <sup>2</sup>	補強設計	RO.7.1～ RO.12.1
"	兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階階建 延 8,000 m <sup>2</sup>	設計	RO.4.1～ RO.6.1
"	兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋 コンクリート造 8階階建 延 7,000 m <sup>2</sup>	構造設計	RO.4.1～ RO.12.31
宝塚 吾郎	兵庫県	専用住宅	木造3階建 延100 m <sup>2</sup>	増築設計 及び 工事監理	RO.1.15～ RO.7.31
"	大阪府	店舗併用 住宅	木造3階建 延230 m <sup>2</sup>	工事監理	RO.6.15～ RO.9.30
加古川七雄	大阪府	店舗併用 住宅	木造3階建 延230 m <sup>2</sup>	設計	RO.6.15～ RO.9.30
豊岡 百子	実績なし				
建築士事務所の業務実績（第二面）に記載した全ての業務について、どの所属建築士が 行ったかが分かるように記載してください。					

記載に当たっては次頁を確認してください

## 【第四面の記載要領】

### 1 記載すべき業務の範囲

第四面は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの業務実績を情報開示していくためのものです。

したがって、建築士事務所の業務実績（第二面）に記載した全ての業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記入してください。

### 2 記載する建築士

建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件のほか、当該設計に携わった「その他の設計者」となっている建築士も対象となります。

### 3 建築士の業務の実績

一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、A・B・Cそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記入し、「業務内容」欄に「設計及び工事監理（意匠）」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を（ ）書で記入してください。

### 4 各欄の記載方法

「建築物所在地都道府県」から「期間」までの各欄の記載方法は、〔第二面：建築士事務所の業務の実績〕(P6～P12)と同じです。

### 5 担当建築士を変更した場合

途中で担当建築士を変更した場合は、担当建築士ごとに一行ずつ記入してください。「業務内容」「期間」欄には、それぞれ実際に担当していた業務内容、期間を記入してください。

※開設者と管理建築士が異なる場合に提出が必要です。

### ※意見があった場合の記入例

(第五面)

#### 管理建築士による意見の概要

##### [記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が 述べられた日
神戸 健太	<b>依頼を受けた戸建住宅については、宝塚吾郎を担当とするよ う意見を述べた。</b>	RO.9.10
神戸 健太	<b>依頼を受けた戸建住宅については、十分な設計業務の期間を 確保して契約するよう意見を述べた。</b>	RO.12.5
	法第24条第4項の規定により、建築士事務所の開設者に対して管理建築士から 述べられた技術的事項に関する意見を記載してください。	

#### 【第五面の記載要領】

- 1 開設者と管理建築士が異なる場合には、必ず提出してください。
- 2 法第24条第4項の規定により、建築士事務所の開設者に対して管理建築士から述べられた技術的事項に関する意見を記載してください。
- 3 管理建築士から意見がなかった場合も提出してください。(次頁を参照)

※開設者と管理建築士が異なる場合に提出が必要です。

※意見がなかった場合の記入例

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が 述べられた日
神戸 健太	該当なし	
	管理建築士から意見がなかった場合、「該当なし」と記載してください。	